

(一社)日本車いすカーリング協会
 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明
 最終更新日:令和 3年3月31日

	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 ・令和2年12月22日に上長会議(会長・副会長・専務理事)を開催し、コロナ禍の影響で各種大会が中止または延期されたことを受け、3月開催時に協議された内容では、現状に合わないことが確認され、直近5年間の進め方を見直す必要があることを合意した。 ・5月上旬に中長期計画のための基本案を再検討し、三役(会長・副会長・専務理事)を中心として草案を策定する。 【審査基準(2)について】 ・6月以降、総会で報告後、速やかに HP で公表する。 【審査基準(3)について】 ・5月末までに令和2年度の専門委員会、有識者より広く意見を募り、現状分析と基本ビジョンを策定する。役員改選後、6月次より新規就任役員および新規専門委員長による協議会を開催し、意見を募る。 ※ビジョン、中長期計画基本案の策定に関して、担当者が12月から1月にかけて開催される研修会や、有識者座談会などに参加し、総務関連の資質向上に務めている。	・三役会議試案
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 ・令和2年10月よりアウトソーシングの活用を提案し、外部役員の獲得に向けた準備を進めた。 ・セミナーや講習会に参加し、公募の呼びかけを行った他、転職サイトへの掲載など、企業サポート受けながら人材の発掘を行っている。1月1日から2月24日まで人材募集広告(Webサイト)へ掲載するとともに、HPでの募集、会員MLで公募について周知した。 ・役員は、外部より立候補者を募り5月中に役員選考委員会によって決定することとした。 ・令和3年度体制は、女性役員40%以上の達成と、外部理事を30%以上にするを目標とする。 ・5月下旬に次世代のためのワーキングチームを決定し5月中に基本案を策定。 【審査基準(2)について】 ・6月(開催予定)の総会で報告後、速やかに HP で公表する。 【審査基準(3)について】 ・5月中旬に専門委員会、有識者より広く意見を募り6月役員会で協議する。 ・役員改選後、6月次より新規就任役員および新規専門委員長による協議会を開催し、意見を募る。	・三役会議試案 ・令和2年10月(第6回)定例理事会議事録案と第8回の理事会開催概要(メール配信資料) ・人材募集広告(Webサイト) ・役員選考規程/周知関連資料一式
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 ・総会では会計報告を行っており、資料は会員に配布している。 ・令和3年度および財務計画基本案は、策定後に会員へ周知するとともに、6月開催予定の総会で報告し、速やかにHPで公表する。 【審査基準(2)について】 ・監事による会計監査を公表している。 ・HPへの掲載および会員専用サイトでは、内訳や事業ごとの計算書を掲載している。 【審査基準(3)について】 ・有識者より広く意見を募り、6月役員会で協議する。	・総会資料および議事録議事録 ・会員専用サイト
4	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ・三役会議(会長、副会長、専務理事)で協議を進めている。 ・外部理事は2020年5月現在12.5%であり、あと2名の外部理事を招聘したい。 【審査基準(2)について】 ・現在、女性理事2名、男性理事が6名であるが、次年度は女性理事を4名とし目標を達成する。 ・いずれも現理事の任期満了を迎える2021年5月を目標とする。	・三役会議議事録(令和2年10月21日) ・総会資料(組織図・役員名簿)

5	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・評議委員会は置かず、理事の構成員の中で相互チェックを行っている。 ・評議委員の設置またはそれに代わるチェック機能を有する機関については、幣協会の上部団体である、(公社)日本カーリング協会に相談することを検討している。	・定款第4章役員
6	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・アスリート委員会を設置している。発足時の顔合わせ以降は原則メールと電話でのやり取りとなっており、各事項をメールで集約し覚書として保管している。 ・理事会への報告や意見を組織運営に反映させるため担当理事を設置している。 ・アスリート委員会の構成メンバーは、活動地域や性別、経験年数などのバランスに配慮し、競技者間での協議により推薦された人員を役員会で承認している。 ・令和2年度の委員会をオンラインで2月17日に開催。	・委員会規程 第2条(6)及び第3条 所管業務 ・総会資料(組織図・役員名簿) ・アスリート委員会メール一式 ・12月理事会開催概要 ・アスリート委員会議事録(案)R3.2.17実施 ・アスリート委員会名簿・
7	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・設立時に士業関係者の支援を受け、役員数および専門委員会を設置した。定款記載の通り。	・定款 ・総会資料(組織図・役員名簿)
8	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・2月3日の会長、副会長、専務理事、総務委員会による会議において、企業定年65歳を基準とすることを合意した。 ・5月役員会に上程し、役員選考の条件として承認する予定。	・三役・総務委員会会議覚書
9	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	・2月3日に会長、副会長、専務理事、総務委員会による会議において、任期に関する条文をの追加について合意した。 ・新役員就任後6月役員会に上程し、役員選考の条件として承認予定。	・三役・総務委員会会議覚書
10	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員選考規程に基づき、役員選考委員会を設置している。その構成員の条件として有識者について明記している。 ・役員選考規程について会員に周知するとともに、協会HPで公表している。	・三役会議議事録(令和2年10月21日) ・役員選考規程／周知関連資料一式
11	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1)NF及びその役員職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・2月理事会に承認済(役員選考規程、寄付に関する規定、個人情報保護に関する運用ルール) ・5月理事会までに不足規程(選手選考規程、反社会的勢力排除規程、危機管理マニュアル、利益相反規程、内部通報制度に関する規程、NFの権利に関する規程(スポンサーシップ、放映、商品等付随事業)第1案を作成 ・順次理事会に上程し、6月末までには、選手選考規程、反社会的勢力排除規程、危機管理マニュアル、利益相反規程、内部通報制度に関する規程を承認する。 ・年度内に、Webで役員向けのコンプライアンス・ガバナンス研修を1回実施し、各規程類の内容理解に努める。	・定款／第4章役員、第6章、第9章 ・理事会運営規程 ・倫理規程、行動規範 ・寄附金等取扱規程 ・三役・総務委員会覚書 ・規程類承認周知、公表に関する資料一式 ・規程類素案・参資料一式

12	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・整備している。	理事会運営規程、委員会規定、倫理規定、行動規範、印章取扱規程、会員規程、社員総会運営規程、事務局規程、事務所掌規程、会計規程、謝金規定、旅費規程、処分規程、
13	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・整備している。 ・2月理事会で「個人情報保護に関する運用ルール」について承認し、会員への周知およびHPで公表している	・委員会規程／第3条(4)⑥ ・委員会規程第3条(5)⑧⑨ ・印章取扱規程 ・規程類承認周知、公表に関する資料一式
14	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・法人の役職員の報酬については、定款に記載している。 ・職員についての規程は、7月理事会で承認し、HPに公開する。	・定款第4章役員第31条(報酬等) ・就業規則(案) ・三役・総務委員会会議覚書 ・第11回定例理事会資料
15	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・整備している。 「寄附金等取扱規程」について、2月理事会に承認済。	・事務局規程／第2条 ・会計規程 ・規程類承認周知、公表に関する資料一式
16	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政基盤を整えるためのマネジメント、マーケティングに関する勉強会を毎月開催し進めている。 ・2月にNFの権利に関する規程(スポンサーシップ、放映、商品等付随事業など)について、顧問弁護士へ依頼し、策定のための基本事項の確認を行った。3月上旬に担当者会議を開催し、5月中旬に基本案を作成とした。 6月理事会に上程し承認を得る。	・委員会規程／第3条(5)総務委員会② ・規程類素案・参考資料一式
17	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)(2)について】 ・2月中にアスリート委員会、強化委員会、総務委員会の各委員会より推薦された人員および有識者による検討委員会を設置し、草案を策定する。 【審査基準(3)について】 ・3月上旬にアスリート委員会のヒアリングを行う。 ・処分規程内で、競技者等に対するスポーツ仲裁機構への申立ができる旨を謳っている。適応範囲についての追記事項を5月の理事会で承認し、会員へ周知するとともにHPに公開する。	・委員会規程／第3条(1)①②⑥ ・委員会規程／第3条(6)①④⑤ ・処分規程／第5条 ・規程類素案・参考資料一式 ・第11回定例理事会資料
18	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・大会開催に関しては(公社)日本カーリング協会に審判を委託しており、審判員を擁していないことから、規程を設けていない。	なし
19	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 ・顧問弁護士や会計士への連絡はメール、電話、オンラインなどで行える体制を確保できています。コンプライアンスに関する案件は、総務委員会の所管事項として取扱い、内部通報窓口、外部通報窓口についての運用ガイドラインを整えてきます。 【審査基準(2)について】 ・運用ガイドラインは5月理事会での承認後、ただちに会員への周知、HP公開をいたします。	・弁護士事務所契約書 ・シェアードサービス契約書 ・三役・総務委員会会議覚書 ・規程類素案・参考資料一式

20	[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1)コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)(2)について】 ・総務委員会の所管事項として取り扱っている。 ・総務委員会の委員は現在、副会長と専務理事が兼任で努めており、毎月実施される理事会前の上長会議(会長・副会長・専務理事・事務局長)において、総務委員会案件も取り扱っている。 ・指導者講習会での総務委員によるコンプライアンス研修の実施など行い、3月次には役員向けのコンプライアンス研修会の開催を予定している。 【審査基準(3)について】 ・パーソルキャリア株式会社担当者様にサポートをいただき、Webでの役員募集を行った。 ・推進のための参考になるよう進めていただいた座談会に参加し、他団体との交流の中で人事に関するアドバイスを頂いている。令和3年7月開催予定の総会では役員改選となるため今期末の募集を目処に人事を進めている。 ・5月中旬の役員選考委員会で外部女性役員の積極的な起用と、現職女性委員の中から有識者の総務委員会への移動により委員会内の環境を整える。	・委員会規程／第3条(5)③④ ・人材募集広告(Webサイト) ・第11回定例理事会資料 ・組織図
21	[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・現在、コンプライアンス委員会を所管する総務委員会には士業関係者(弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者)を配置していないが、アウトソーシング(パーソルキャリア株式会社)のサポートによりWebでの役員募集(理事)を行った中で委員への就任を依頼できる人員を確保できている。 ・5月の役員選考会選任後、6月開催予定の総会を経て、総務委員会の担当理事への就任を弁護士および学識経験者へ要請している。	・日本カーリング協会HP ・人材募集広告(Webサイト) ・第11回定例理事会資料 ・組織図
22	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・2020年2月3日に役員向けコンプライアンス研修を実施。年に1回程度、役員向けのコンプライアンス教育を行っている。 ・2月2日に上長によるコンプライアンス勉強会を実施。 ・3月中旬に現職理事及び、理事候補者向けのコンプライアンス研修会を実施。	・開催案内メール ・コンプライアンス研修会資料 ・令和2年度役員向けのコンプライアンス研修会実施関連資料
23	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・強化合宿などを利用し、教育を行っている。公共の助成金受託に際し、研修をおこなっている。強化選手指定に関しては本人から文書をいただいている。 ・令和2年1月 選手・指導者を対象としたコンプライアンス研修会を実施。その他、JPCの研修会に参加する形で、実施している。	・委員会規程第3条(5)③④／第3条(3)①②／委員会規程第3条(2)③ ・令和2年度役員向けのコンプライアンス研修会実施関連資料
24	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・審判員を擁していないため未実施。	なし
25	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してはサポートを受けている。 ・日常的に顧問弁護士とのれんらくが取れる状況となっており、メール、電話、オンラインでの相談など活用している。	・シェアードサービス契約書 ・弁護士事務所契約書
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してはサポートを受けている。	・定款／第4章役員第28条(監事の職務及び権限) ・会計規程 ・事務所掌規程
27	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してはサポートを受けている。	・倫理規定、会計規程、謝金規程、旅費規程、処分規程、アンチ・ドーピング規程、シェアードサービス契約書

28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・総会で承認後、決算書など財務状況をHPで公開している。 ・倫理規程においても規程している。 ・令和3年度予算案は、2月下旬に基本案を策定し、3月理事会に上程、承認する。 ・令和2年度の収支決算については、6月開催予定の総会にて承認し、HPにて公開する。	・総会資料および議事録 ・倫理規定／第6条 ・HP ・シェアードサービス契約書
29	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・選考会の前に、強化委員長より、口頭、もしくは、文書通達の形式で協会全体に向けて情報開示を行っている。 ・令和3年度選手選考における基本案策定については、2月下旬に検討チームを組織し、5月理事会で選手選考規程の上程、承認する。承認後、会員へ周知するとともにHPで公開する。 ・令和3年度の選手選考基準については、5月中に素案を作成し理事会で承認する。理事会承認後、会員へ周知し、HPで公開する。	・2020年度強化指定選手選考会の案内文書 ・第11回定例理事会資料
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・3月末にHPで公開	なし
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・処分規程内に、利益相反行為に対する処分方法について明記している。 ・倫理規程内に利益相反の防止を謳っている。 ・会計規程にて、決済権を分散させている。 ・3月上旬に基本案を策定し、5月下旬の臨時理事会で承認の予定。	・倫理規程／第5条 ・会計規程／第20条 ・処分規程
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	・倫理規程に明言している。 ・顧問弁護士に依頼し、素案を策定中につき年内の理事会承認およびHPで公開に向けて準備を進めている。 ・3月下旬に草案を策定し、5月理事会で上程、承認の予定。	・倫理規程／第3条(8) ・規程類素案・参考資料一式 ・第11回定例理事会資料
33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1)通報制度を設けること	・上部団体が設けている窓口を活用している。 ・会員の利用について、会員向一斉メールおよびニュースレターで周知している。 ・外部通報窓口の担当を依頼している顧問弁護士による役員向けコンプライアンス研修会の実施を3月に予定している。 ・また1月、2月の役員会でも研修会の開催案内と参加について、会長および総務委員会より役員に呼びかけを行っている。	・内部通報窓口資料 ・内部通報窓口関連資料 ・令和2年度役員向けのコンプライアンス研修会実施関連資料
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・総務委員会には有識者が入るように、委員を選考することを検討している。年度内には通報制度の運用について整備し、次年度には会員への周知およびHPでの公開を目指している。 ・3月末までを目処に、アウトソーシングを利用した外部協力者の公募を行っている。 ・顧問契約締結の弁護士の協力が得られる状況にはなっている。 ・内部通報窓口の運用ガイドラインを策定し、3月の理事会で上程、承認を得る。 ・顧問弁護士と総務委員会の担当委員を決定し、理事会で承認が得られた後、会員への周知とHPで公開する。	・三役・総務委員会会議覚書 ・規程類素案・参考資料一式 ・第11回定例理事会資料
35	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・処分規程、行動規範内に明記している。 ・規程類はHPで公開されている。 ・当協会の弁護士に確認し、2月までには様式を準備する。	・行動規範全般 ・処分規定 ・処分規程掲載資料および別紙

36	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・幣協会には、司法書士の方は監事に属していただいておりますが、処分規程に審査を行うものの中立性に関しての明記はないため、弁護士を職とするような中立性が高く、専門性を持たれる方を今後委員に選考させていただきたいと思います。現時点では、期間限定で顧問弁護士と契約していますが、恒常的に協力をしていただける方を探しています。なお、幣協会には処分規程の中でスポーツ仲裁を定めておりますので、中立性は保たれていると判断しています。	・処分規定／第5条
37	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・総務委員会が中心となり、相談役の高島弁護士にサポートをお願いしてコンプライアンス・ガバナンスに関する考え方を整理し、2月の理事会での上程、3月の理事会で承認。その際に現存する処分規程第5条に関する文章の改定を行う。 ・処分規程別紙の懲戒処分通知書にJSAIによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨を明記している。	・処分規程掲載資料および別紙
38	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・処分規程内で、競技者等に対するスポーツ仲裁機構への申立ができる旨を謳っていることを、HPで公開している。 ・ニュースレターで会員に関係条文について紹介している。 ・処分規程別紙の懲戒処分通知書にJSAIによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨を明記している。	・処分規程／第5条 ・内部通報窓口関連資料 ・処分規程掲載資料および別紙
39	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)(2)(3)(4)について】 ・3月上旬に草案を策定し、5月下旬に臨時理事会へ上程・承認の予定。	・今後の対応についてのアドバイス ・規程類素案・参考資料一式
40	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	該当しない	なし
41	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	該当しない	なし

42	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方組織を持たないため、行っていない。	なし
43	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織を持たないため、行っていない。 今後の発展を考えた時に地域ごとのコミュニティーの管理は課題であるとした認識はもっている。来年度の役員改選に向けた地域区分の検討の際に、支援についても提案をすることを検討する予定である。	なし